

幼保連携型認定こども園運営用地に係る固定資産税等相当額補助について

○目的

幼保連携型認定こども園は、事業者自らが土地を確保して整備、運営するが、今般、整備に適当な土地を確保することが難しい状況にある。

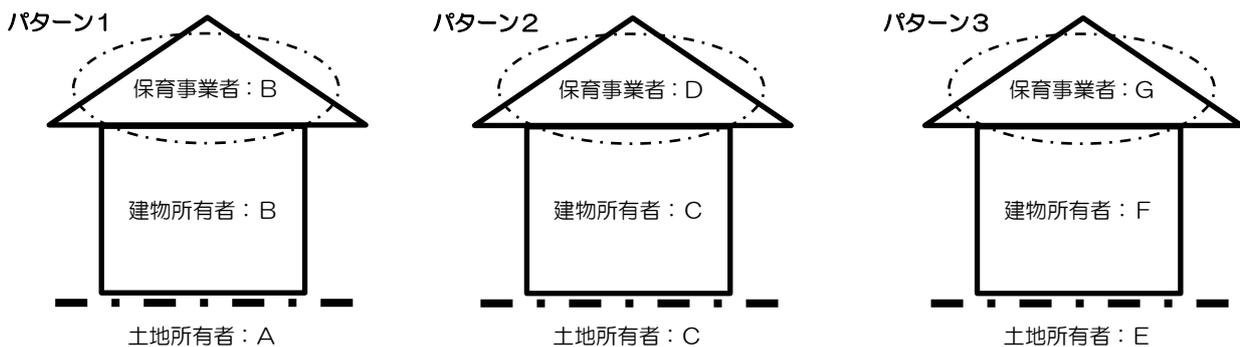
当該補助は、土地所有者が事業者等に運営用地として土地を貸し出した場合に、その固定資産税等相当額を補助することで、土地所有者へのインセンティブとし、認定こども園の整備をより一層促進することを目的とする。

○制度

制度概要

- ・ 事業者に、運営用地として土地を貸し出した所有者に、当該土地に係る固定資産税等相当額を補助する

事業イメージ図



- ・ いずれの場合も、土地所有者に固定資産税等相当額を補助